

四日市市告示第408号

令和4年度において、次のように国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和4年6月2日

四日市市長 森 智 広

1 国土調査として指定された年月日

令和4年5月13日

2 調査を実施する者の名称

四日市市

3 調査地域

北納屋町、中納屋町

4 調査期間

令和4年6月2日から令和5年3月31日まで

(都市整備部用地課)